



2025年6月19日

各 位

会社名 エスクリプトエナジー株式会社
(コード番号：5721 東証スタンダード)
代表者名 代表取締役社長 久永 賢剛
問合せ先 経営企画室 IR部
(<https://s-cryptoenergy.jp>)

有償ストック・オプション（第7回新株予約権）に係る強制行使条項の発効に関するお知らせ

当社は、2025年8月18日付「募集新株予約権（有償ストック・オプション）の発行に関するお知らせ」にて公表のとおり、当社の取締役及び監査等委員に対して有償ストック・オプション（以下、「本新株予約権」という。）を付与しております。

今般、本新株予約権に規定された強制行使条項（行使義務条件）が発効したことから、その旨および今後の見通しについて、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本新株予約権の内容

2025年8月18日決議分（本新株予約権）

| | |
|---------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 新株予約権の総数 | 21,520 個 |
| (2) 新株予約権の残存個数（本日現在） | 20,500 個（注） |
| (3) 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 |
| (4) 新株予約権の目的となる株式の数(本日現在) | 2,050,000 株 |
| (5) 新株予約権の行使価額 | 135 円 |
| (6) 新株予約権の割当日 | 2025年9月4日 |
| (7) 新株予約権の行使期間 | 2025年9月5日から2027年9月4日まで |
| (8) 発行価額及び資本組入額（1株当たり） | 発行価額 228 円 資本組入額 68.64 円 |
| (9) 新株予約権の強制行使条項 | 後述「2.本新株予約権の強制行使条項の内容」参照 |
| (10) 新株予約権の割当先別残存個数(本日現在) | 代表取締役社長 久永賢剛 5,300 個 取締役 廣瀬卓也 3,800 個 取締役 関 孝徳 3,800 個 取締役 下岡 寛 3,800 個 取締役 福田 健 3,800 個 監査等委員 花岡正道 0 個 |

(注) 割当先による権利行使に伴い、新株予約権の個数が減少しております。

2. 本新株予約権の強制行使条項の内容

本新株予約権には、発行要項第4項(6)③において、当社株式の終値が5取引日連続して行使価額に50%を乗じた価額(67.5円)を下回った場合に、残存するすべての本新株予約権の行使を割当先に義務付ける強制行使条項が規定されております。

当該強制行使条項に基づく行使義務は、割当先が退職等により当社の取締役または監査等委員のいずれの地位を喪失した後においても消滅せず、引き続き負うものとされております。

3. 強制行使条項の発効

2026年6月15日から6月19日までの5取引日において、当社株式の終値が67.5円(行使価額の50%に相当する金額)を連続して下回ったため、2026年6月19日に強制行使条項が発効いたしました。

4. 強制行使条項発効後の対応

強制行使条項の発効を踏まえて、当社は、現時点において未行使の新株予約権を保有しているすべての割当先に対し、当該条項が発効したこと、2027年9月4日までに行使が必要となること、ならびに行使個数・行使価額について、電子データにより2026年6月19日に通知いたします。

なお、全ての割当先から、行使期間終了日までに未行使の新株予約権を行使する予定である旨、本新株予約権の行使に必要な資金については、自己資金や借入等の方法により確保している(確保予定である)旨を口頭にて報告を受けております。

5. 今後の見通し

本新株予約権が全て行使された場合には、希薄化率は1.17%となり、合計で約276百万円の資金が払い込みされる見込みです。当社といたしましては、運転資金への充当を見込んでおりますが、行使条件が期間満了日まで(2027年9月4日)と設定されているため、現時点において具体的な金額の配分などは未定であります。つきましては、具体的な資金使途が確定した場合には、速やかにお知らせいたします。

以 上

※参考情報

本新株予約権、発行要項第4項(6)の内容は以下のとおりです。

①新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、権利行使時において当社の取締役及び監査等委員の地位を有していることを要する。但し、任期満了による退任、定年又は会社都合による退職、その他取締役会が正当な理由があると認めた場合にはこの限りではない。

②本新株予約権者は、割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも行使価額の150%を上回った場合にのみ、本新株予約権を行使できるものとする。

③新株予約権者は、割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に当社株価の終値が5取引日連続して行使価額に50%を乗じた価額を下回った場合(以下「本行使義務事由」という。)、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使価額で行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする(以下「本行使義務」という)。本新株予約権者が、当社、当社子会社若しくは当社関係会社の取締役、監査役、従業員のいずれかの地位を保有しなくなった場合でも、本項に基づく本行使義務(当該地位を保有しなくなった後、本行使義務事由に該当することにより生じる本行使義務を含む。)は消滅せず4.(6)①の定めにかかわらず、本新株予約権を行使しなければならない。ただし、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。

(a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合。

(b) 当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合。

(c) 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合。

(d) その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合。

④新株予約権の権利行使期間の満了日前に新株予約権者が死亡した場合は、相続人のうち1名に限り新株予約権を承継することができる。ただし、再承継はできない。

⑤新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該新株予約権の行使を行うことはできない。

⑥各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。